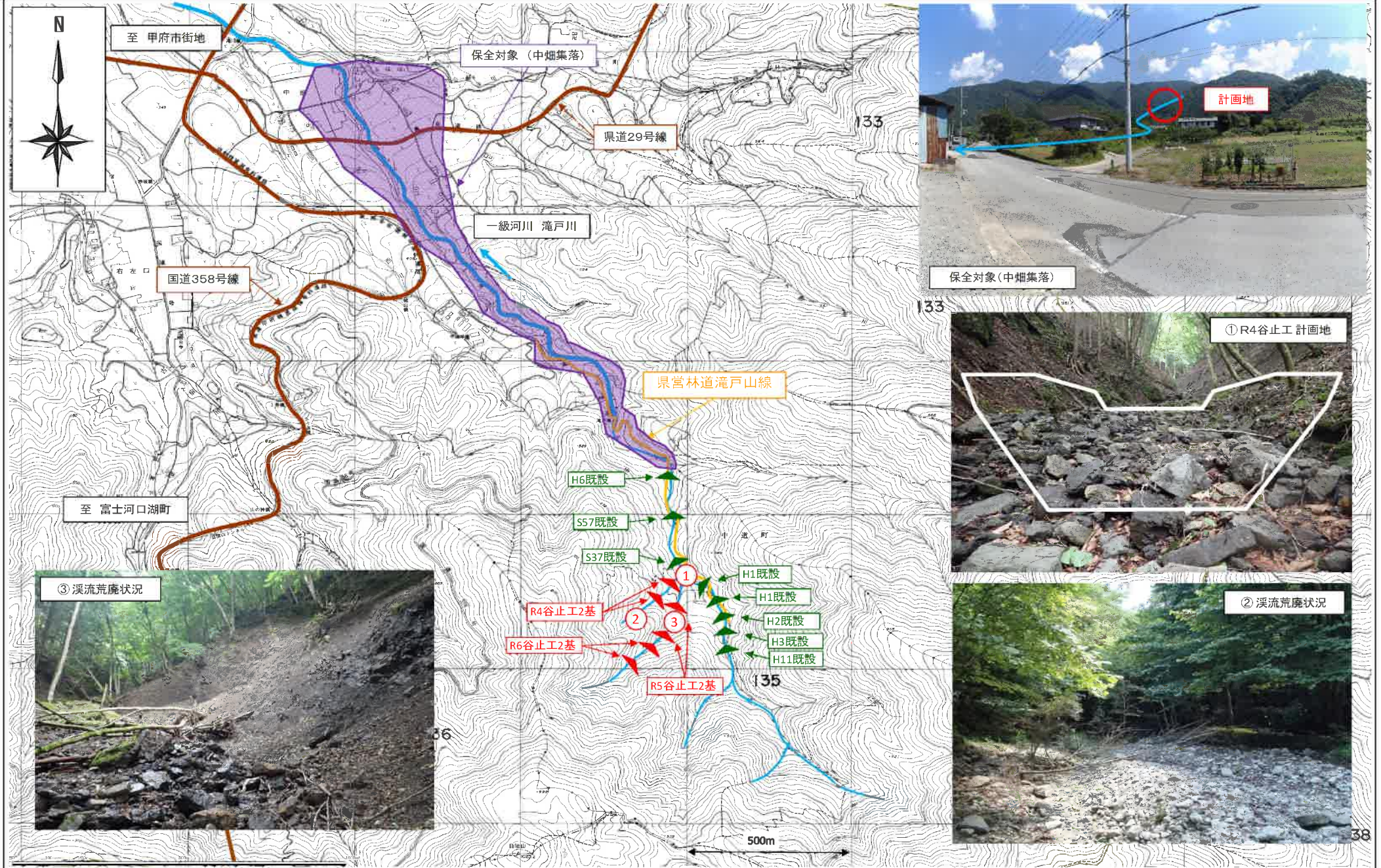


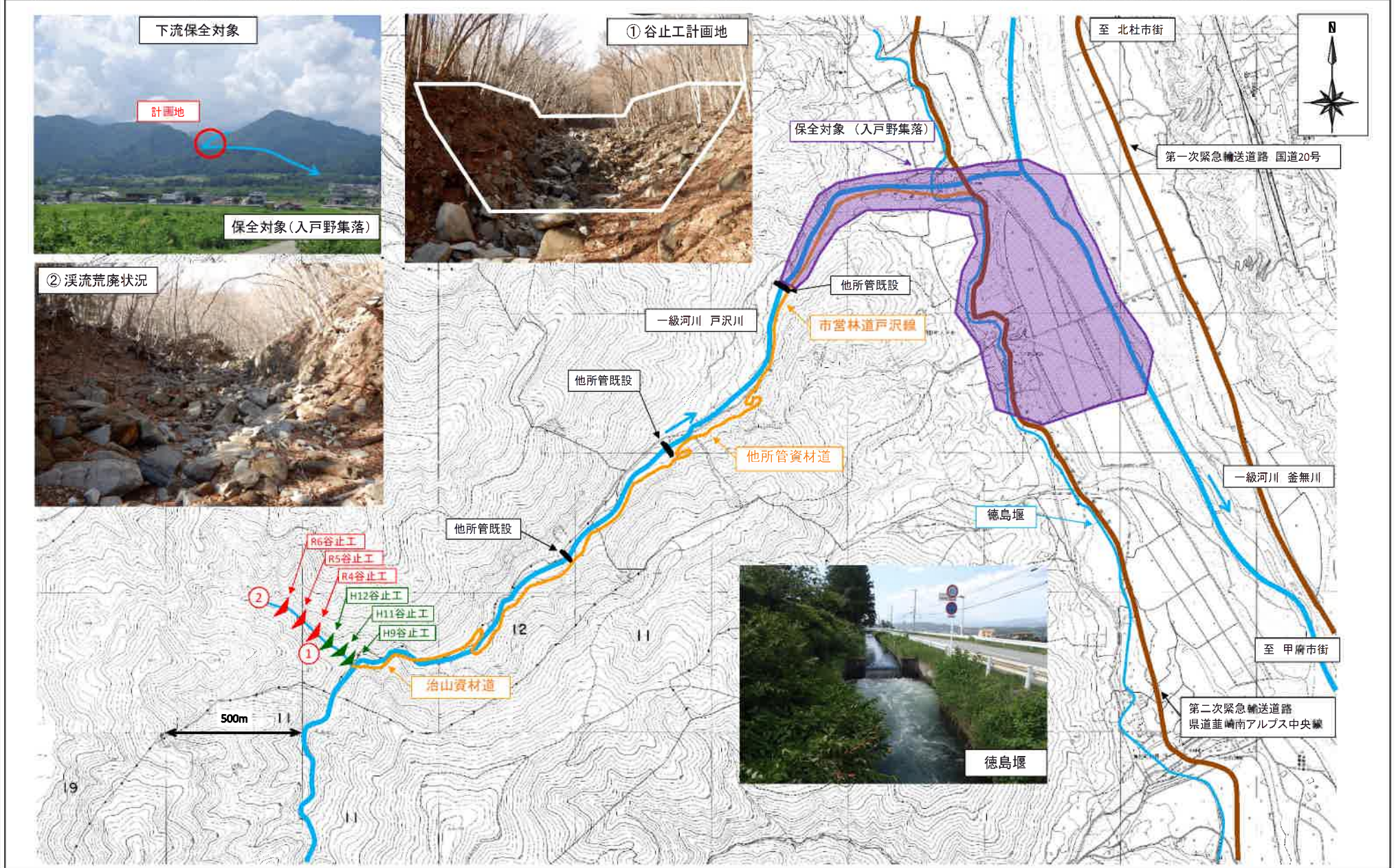
【目次】

公共事業等箇所(地区)数一覧表	-----	1
令和4年度新規 治山・林道事業 事前評価箇所一覧表(1億円以上)	-----	2
治山・林道事業 事前評価箇所一覧表(1億円未満)	-----	3
[結果整理表] (1億以上)		
Ⅱ. Ⅱ-2. (2) 土石流被害の防止	-----	6
I. I-2. (1) 森林機能の維持・向上	-----	7
I. I-3. (5) 森林整備の効率化	-----	8
[評価調書] (1億円以上)		
復旧治山 滝戸川	-----	10
復旧治山 戸沢川上流	-----	12
復旧治山 戸屋	-----	14
復旧治山 釜沢本谷	-----	16
復旧治山 入沢川支流	-----	18
復旧治山 鶯宿入沢支流	-----	20
復旧治山 大鹿沢	-----	22
復旧治山 金山	-----	24
復旧治山 上道沢	-----	26
復旧治山 下田原	-----	28
復旧治山 奈良子川左支流	-----	30
復旧治山 堂の沢	-----	32
復旧治山 窪川上流	-----	34

[評価調書] (1億円以上)

復旧治山	鶴川右支流	-----	36
復旧治山	仲山川右支流	-----	38
復旧治山	大垣外向	-----	40
復旧治山	井戸入	-----	42
復旧治山	室久保川左支流	-----	44
復旧治山	寺久保	-----	46
復旧治山	平野沢	-----	48
水源地域緊急整備	板敷川上流	-----	50
水源地域緊急整備	重川左岸	-----	52
水源地域緊急整備	湯之奥上流	-----	54
水源地域緊急整備	鹿留上流	-----	56
森林管理道開設	瑞牆平線	-----	58
林業専用道開設	櫛形山支線1号支線	-----	60
林業専用道開設	和田1号支線	-----	62



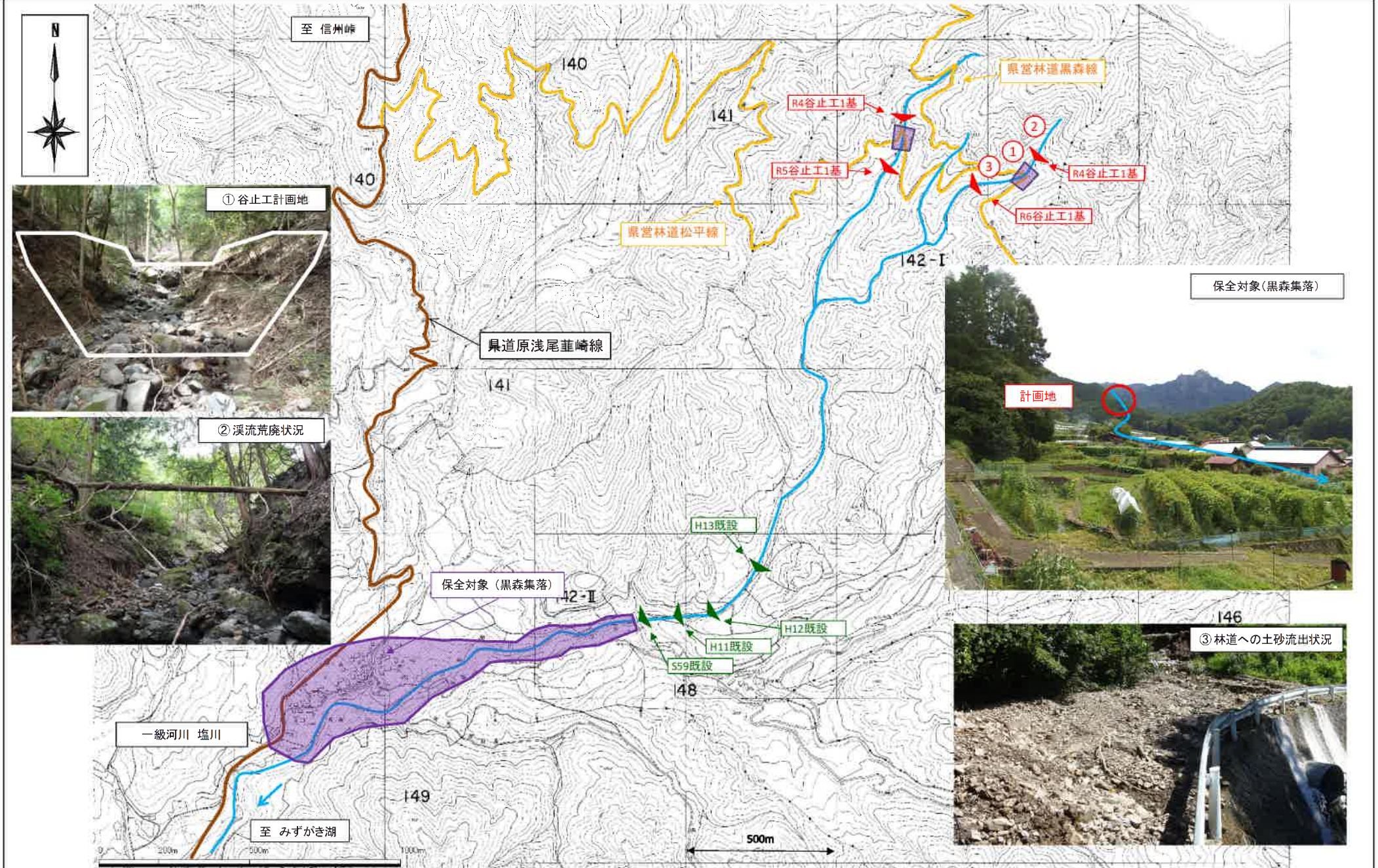


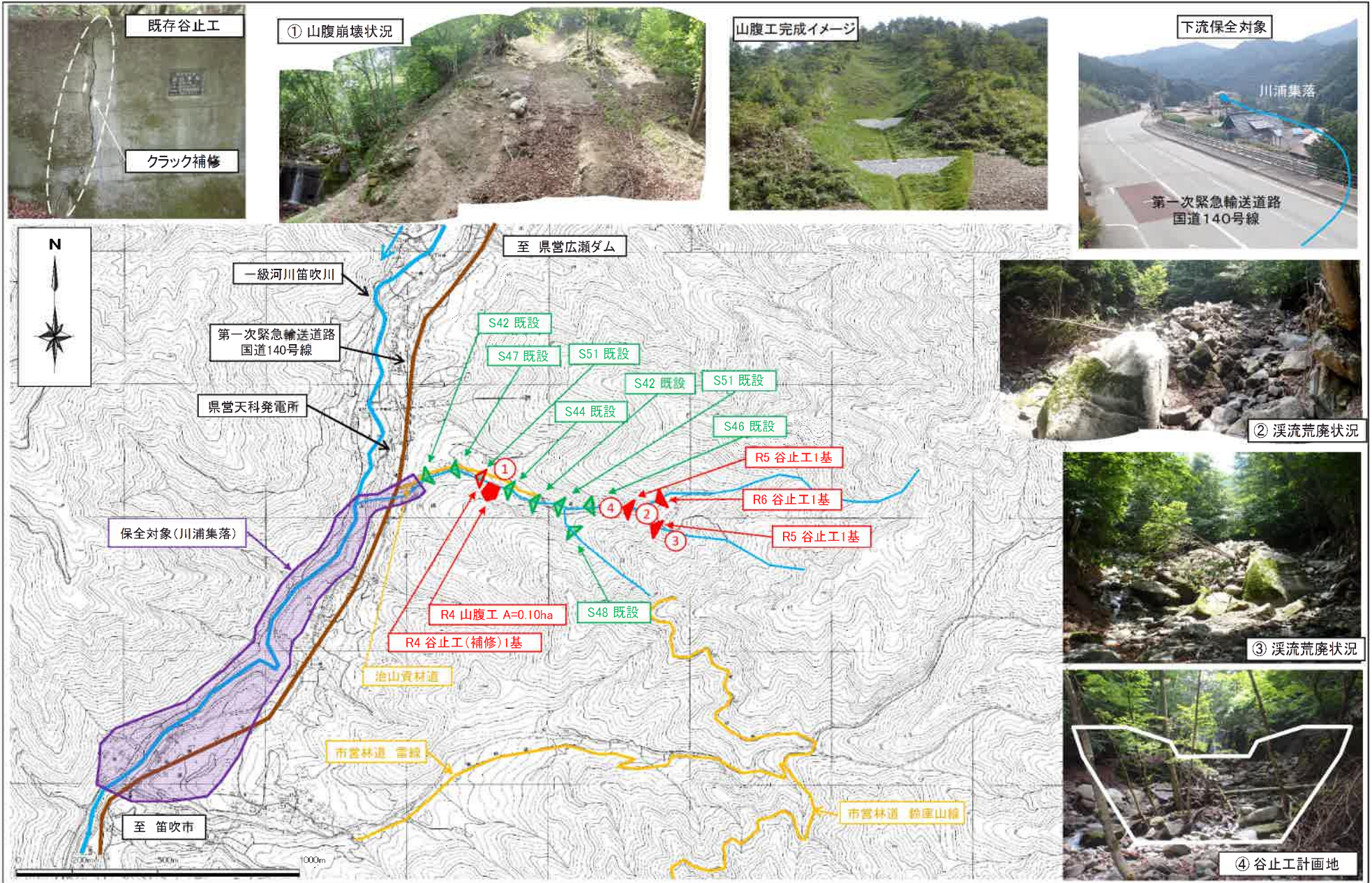
令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) **国補** 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	北杜市	須玉町	小尾地内	地区名	戸屋(とや)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、北杜市須玉町小尾地内を流れる一級河川塩川の上流に位置し、下流には黒森集落や北杜市と長野県川上村を結ぶ県道原浅尾垂崎線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により渓流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家10戸、県道500m、林道100m 土砂整備率 (現況)5%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○なし</p>			<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・費用便益比 便益(378.518百万円)／費用(139.849百万円)= 2.71 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工4基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 妥当でない ・県有林であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当</p> <p>総合評価 <input type="text" value="貢献度ランク:b"/></p>						
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工4基</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和6年度</p> <p>④総事業費 150百万円(国費 82百万円(5.5/10) 県費 68百万円(4.5/10))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和4年度 谷止工2基 70百万円 令和5年度 谷止工1基 40百万円 令和6年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したのではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和59年～平成13年 谷止工4基 118百万円</p>			<p>【事業位置図等】</p>						



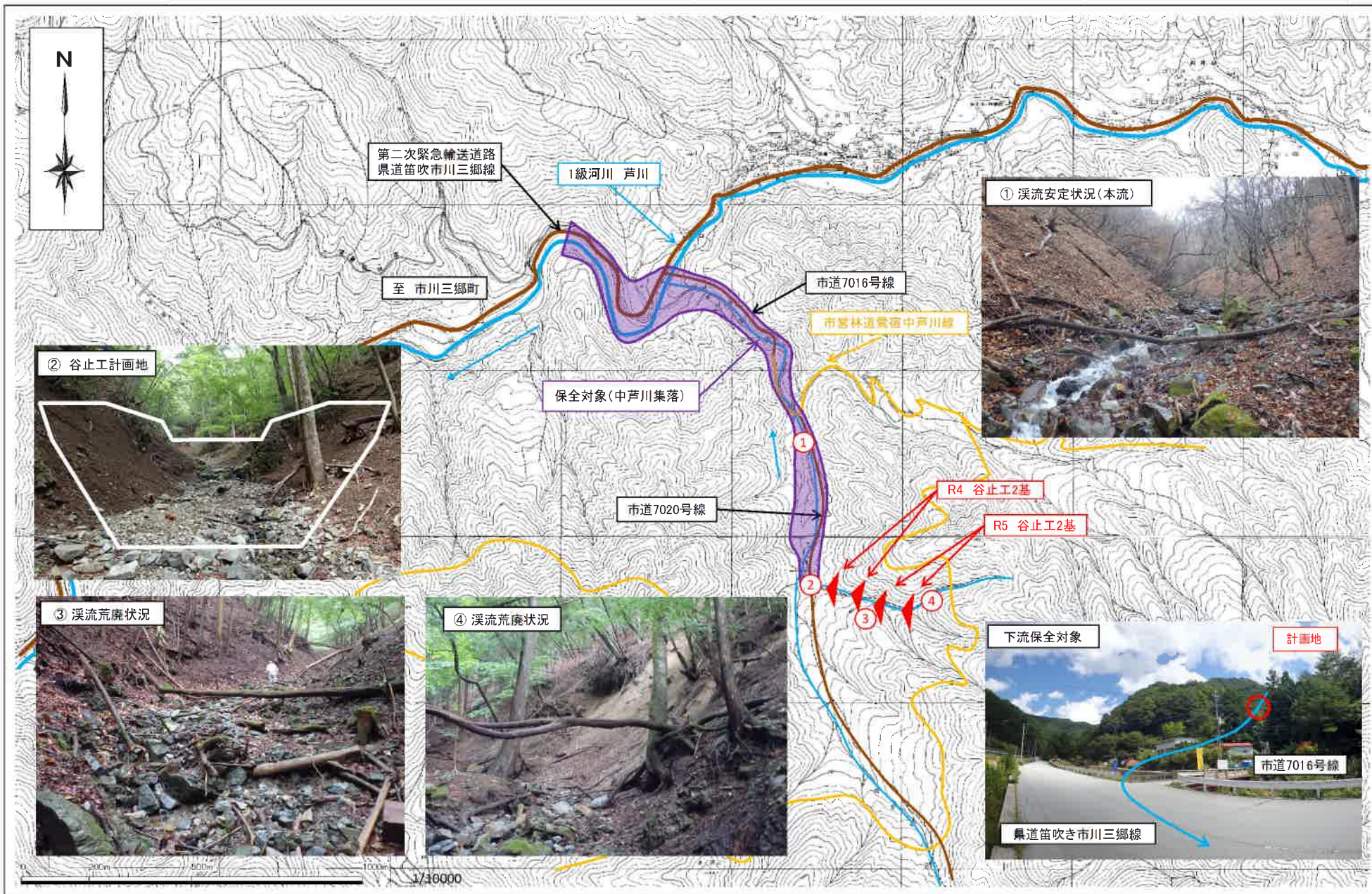


令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	笛吹市	芦川町	中芦川地内	地区名	入沢川支流(いりさわがわしりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価		
①課題・背景 本計画地は、笛吹市芦川町地内を流れる一級河川芦川の左支流に位置し、下流には中芦川集落や緊急輸送路に指定されている県道笛吹市川三郷線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により渓流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。							妥当 妥当でない <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
②整備目標・効果 □主要目標 <ul style="list-style-type: none"> ○土石流被害の防止 <ul style="list-style-type: none"> 保全対象 人家5戸、県道600m、市道1100m、林道250m 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (第二次緊急輸送道路 県道笛吹市川三郷線) (※評価基準値) □副次目標 <ul style="list-style-type: none"> ○なし □副次効果 <ul style="list-style-type: none"> ○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 県道笛吹市川三郷線) 							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
							②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
							③経済妥当性 ・費用便益比 便益(305.590百万円)／費用(116.528百万円)= 2.62 > 1.0 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
							④事業実施・規模の妥当性 ・渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工4基の計画が必要であり、実施と規模は妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
							⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
							⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
							⑦事業計画の熟度 ・地元笛吹市の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
							総合評価 <input type="text" value="貢献度ランク:a"/>		
(2)整備内容							【事業位置図等】		
①整備内容 谷止工4基 ②着手年度 令和4年度 ③完成見込年度 令和5年度 ④総事業費 136百万円(国費 68百万円(1/2) 県費 68百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和4年度 谷止工2基 66百万円 令和5年度 谷止工2基 70百万円									
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 ⑥既整備内容・期間・事業費									

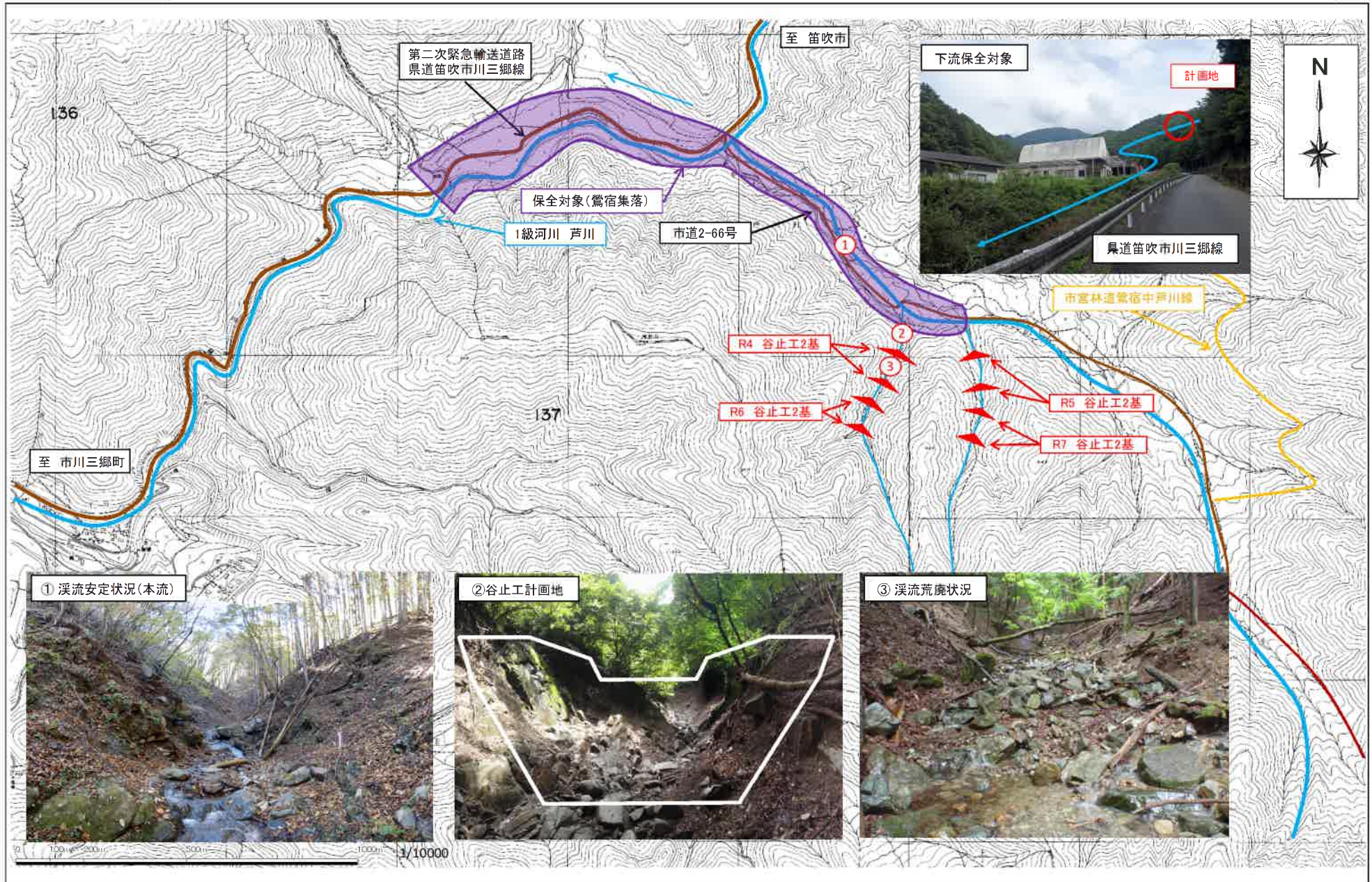


令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	笛吹市	芦川町	鶯宿地内	地区名	鶯宿入沢支流(おうしゅくいりさわしりゅう)	事業主体	山梨県												
(1)事業概要								(3)事業の妥当性評価													
<p>①課題・背景</p> <p>本計画地は、笛吹市芦川町地内を流れる一級河川芦川の左支流に位置し、下流には鶯宿集落や緊急輸送路に指定されている県道笛吹市川三郷線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により渓流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家5戸、県道1100m、市道900m 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (第二次緊急輸送道路 県道笛吹市川三郷線) (※評価基準値)</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 県道笛吹市川三郷線)</p>								<p>妥当 妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・費用便益比 便益(300.826百万円)／費用(210.094百万円)= 1.43 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工8基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度</p> <p>○ <input type="checkbox"/></p> <p>・地元笛吹市要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p>													
								総合評価													
								貢献度ランク:a													
(2)整備内容								【事業位置図等】													
<p>①整備内容 谷止工8基</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和7年度</p> <p>④総事業費 254百万円(国費 127百万円(1/2) 県費 127百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度</td> <td>谷止工2基</td> <td>72百万円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>谷止工2基</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>谷止工2基</td> <td>55百万円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>谷止工2基</td> <td>59百万円</td> </tr> </table> <p>※記載内容は見込みであり、確定したのではない。</p>								令和4年度	谷止工2基	72百万円	令和5年度	谷止工2基	68百万円	令和6年度	谷止工2基	55百万円	令和7年度	谷止工2基	59百万円	<p>事業位置図等</p> <p>県道甲府精進湖線</p> <p>県道笛吹市川三郷線</p> <p>芦川スポーツ広場</p> <p>事業対象地</p>	
令和4年度	谷止工2基	72百万円																			
令和5年度	谷止工2基	68百万円																			
令和6年度	谷止工2基	55百万円																			
令和7年度	谷止工2基	59百万円																			
⑥既整備内容・期間・事業費																					

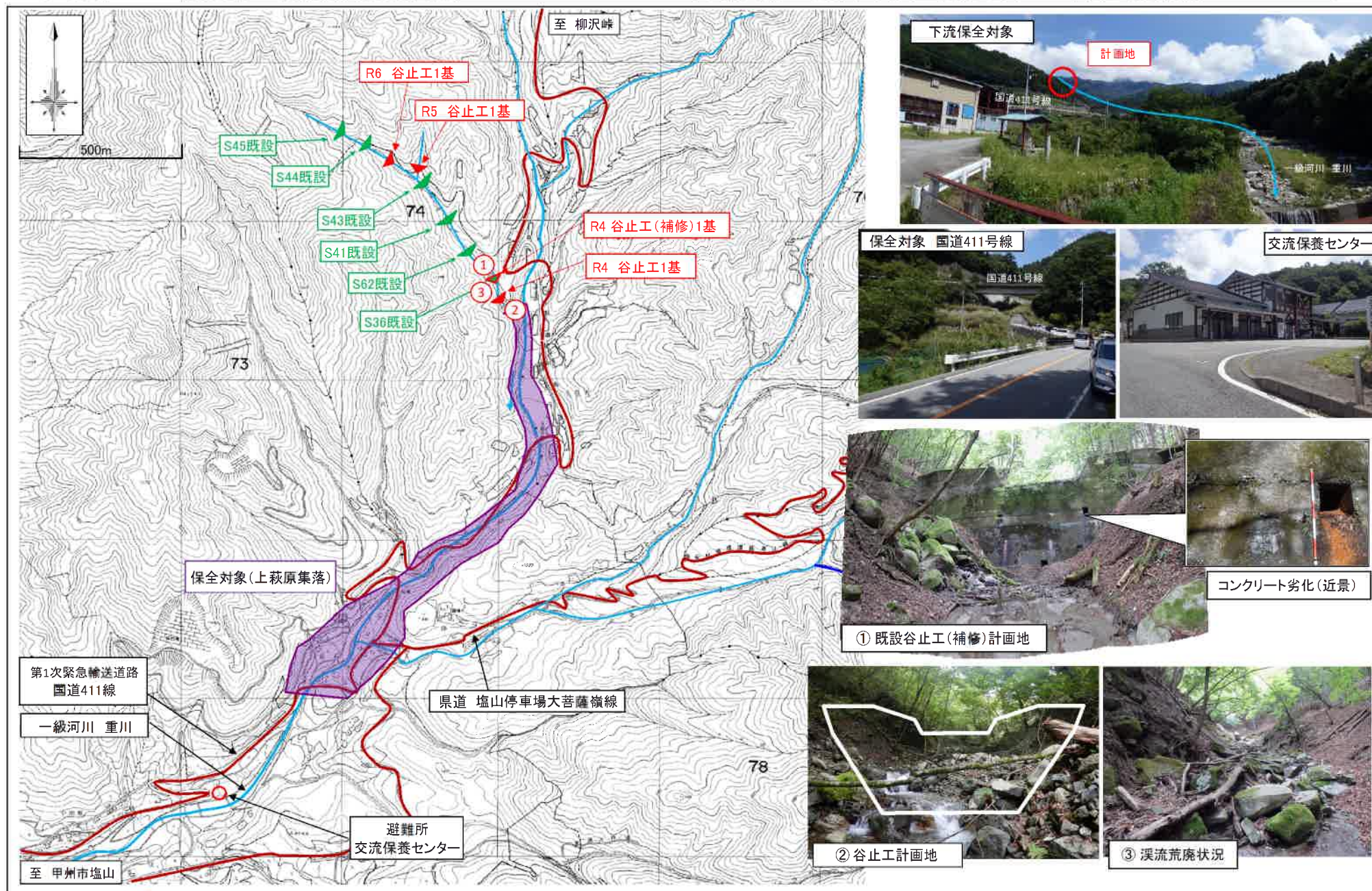


令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	甲州市	塩山上萩原	地内	地区名	大鹿沢(おおじかさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価		
①課題・背景 本計画地は、甲州市塩山上萩原地内を流れる一級河川重川の右支流に位置し、下流には上萩原集落や緊急輸送路に指定されている国道411号線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により溪流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。							妥当 妥当でない <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
②整備目標・効果 □主要目標							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
○土石流被害の防止 保全対象 人家11戸、国道400m、県道100m 土砂整備率 (現況)63% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (第一次緊急輸送道路 国道411号線) (※評価基準値)							②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
□副次目標							③経済妥当性 ・費用便益比 便益(306.386百万円) / 費用(123.704百万円) = 2.48 > 1.0 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
□副次効果							④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基と老朽化対策1基の計画が必要であり、実施と規模は妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
○被災時の被害波及の防止(第一次緊急輸送道路 国道411号線)							⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
							⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
							⑦事業計画の熟度 ・県有林であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
							総合評価 <input type="text" value="貢献度ランク:a"/>		
(2)整備内容							【事業位置図等】		
①整備内容 谷止工3基、谷止工(補修)1基 ②着手年度 令和4年度 ③完成見込年度 令和6年度 ④総事業費 148百万円(国費 74百万円(1/2) 県費 74百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和4年度 谷止工1基、谷止工(補修)1基 45百万円 令和5年度 谷止工1基 40百万円 令和6年度 谷止工1基 63百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したのではない。									
⑥既整備内容・期間・事業費 昭和36年～昭和62年 谷止工6基 65百万円									

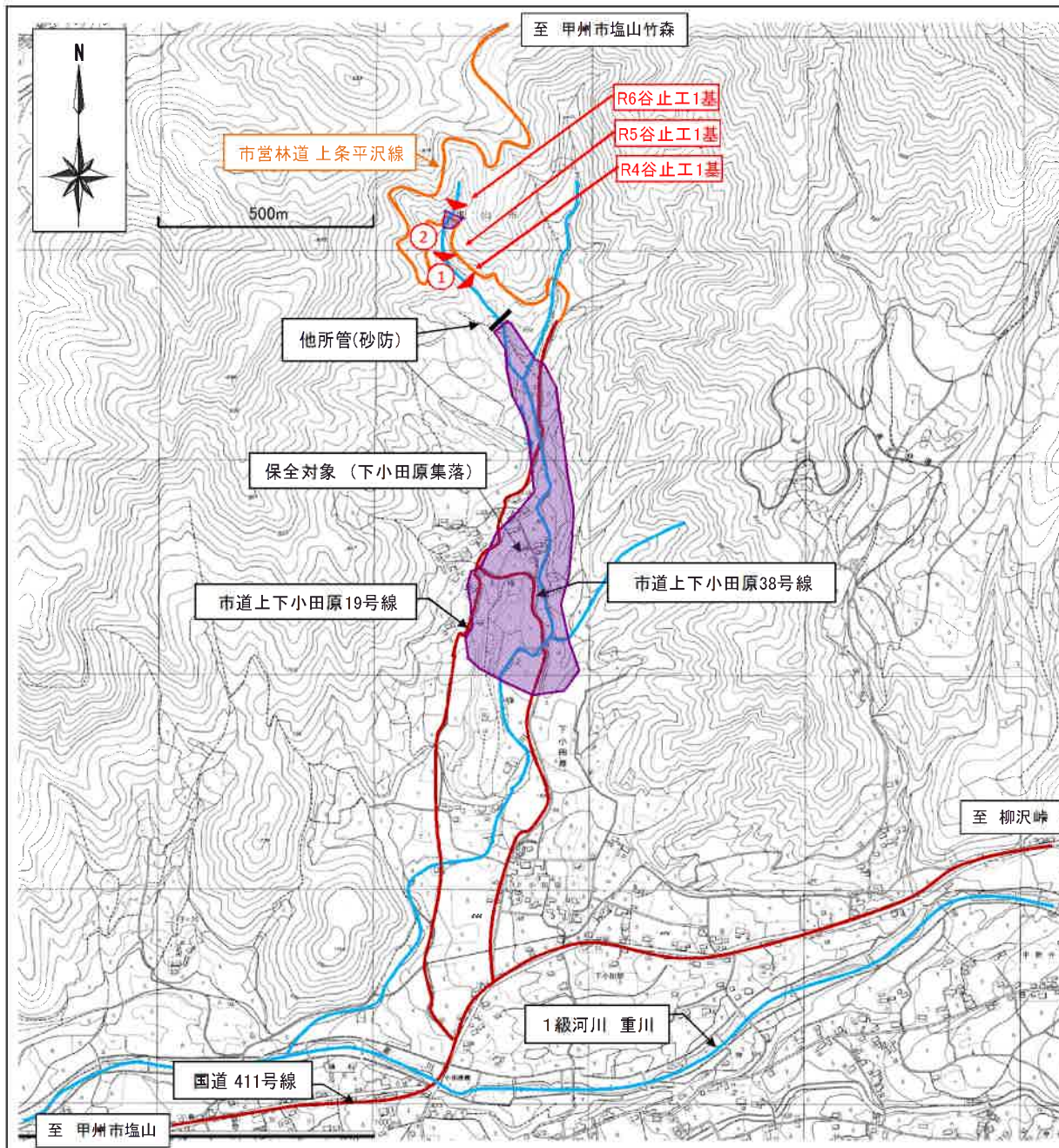


令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	甲州市 塩山下小田原 地内	地区名	金山(かなやま)	事業主体	山梨県		
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、甲州市塩山下小田原地内を流れる一級河川重川の右支流に位置し、下流には下小田原集落や市道上下小田原19号線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により溪流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家31戸、市道1,200m、林道50m 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○なし</p>			<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(313,570百万円)／費用(96,478百万円)= 3.25 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元甲州市の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p> <p>総合評価</p>					<p>妥当</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>妥当でない</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和6年度</p> <p>④総事業費 115百万円(国費 57.5百万円(1/2) 県費 57.5百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <p>令和4年度 谷止工1基 36百万円 令和5年度 谷止工1基 36百万円 令和6年度 谷止工1基 43百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したのではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>			<p>【事業位置図等】</p>					<p>貢献度ランク:b</p>	

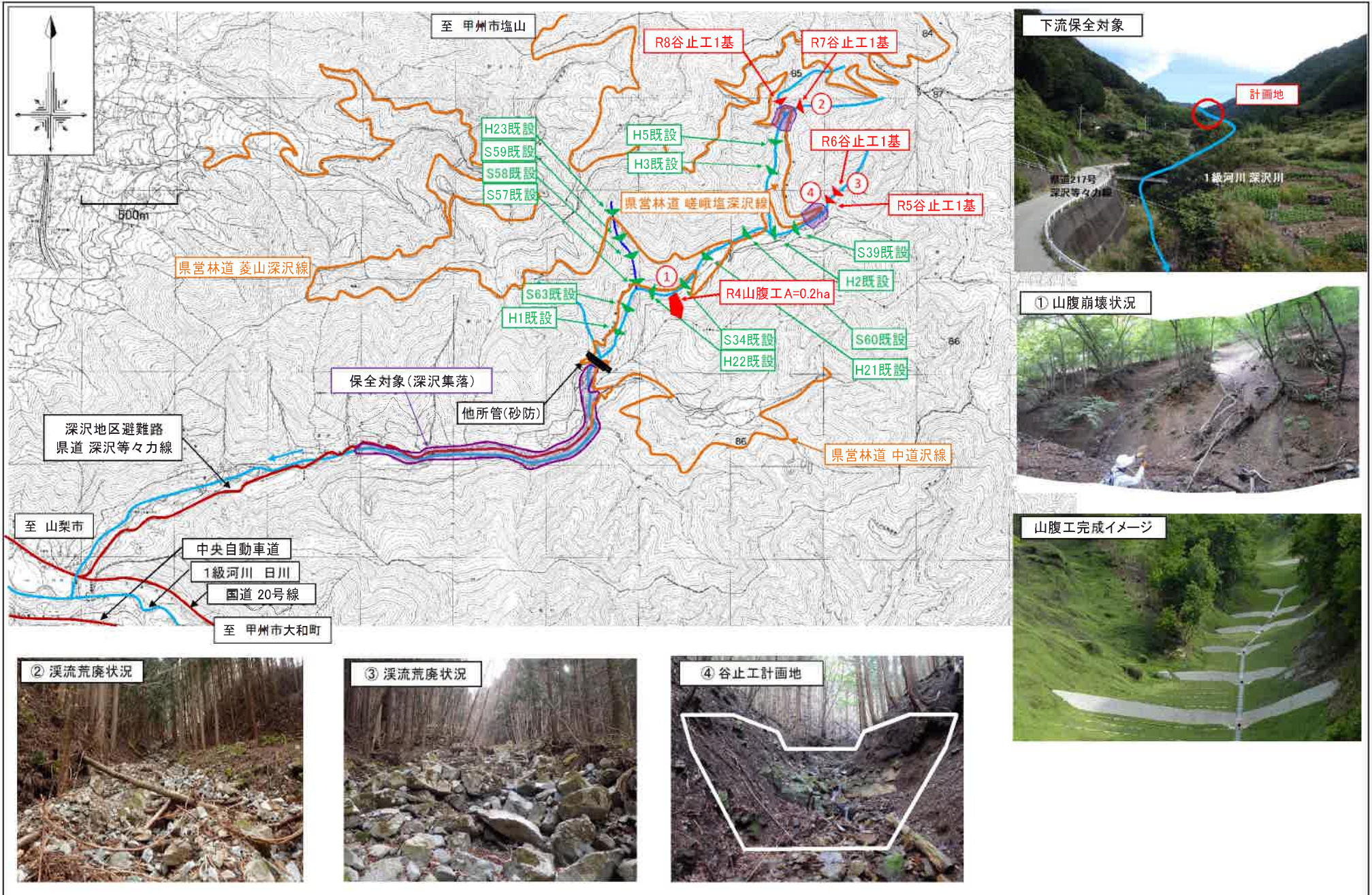


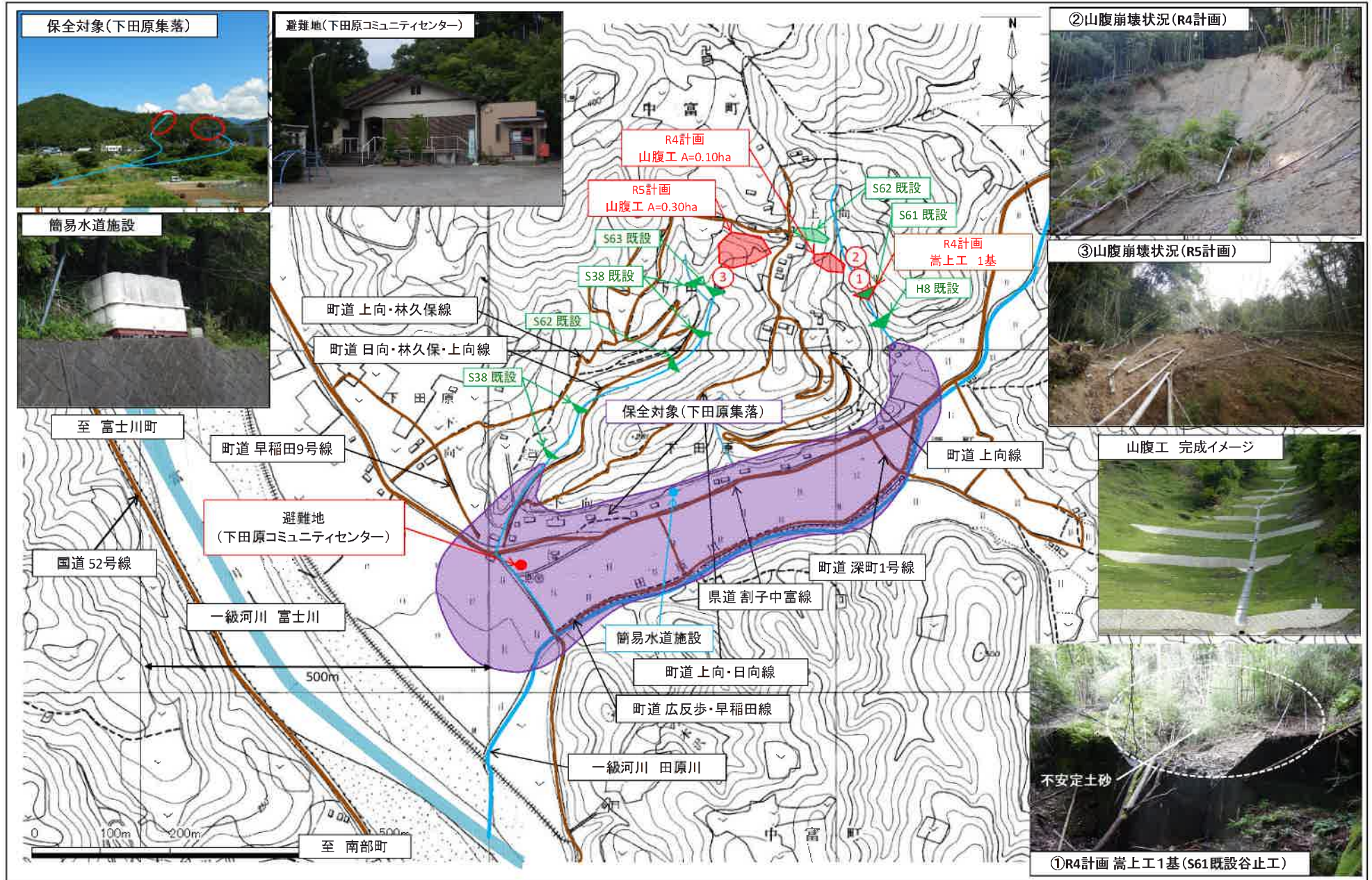
令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	甲州市	勝沼町	深沢地内	地区名	上道沢(かみみちさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価		
①課題・背景 本計画地は、甲州市勝沼町深沢地内を流れる一級河川日川の右支流の上流に位置し、下流には深沢集落や避難路である県道深沢等々力線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により山腹崩壊が発生するとともに渓流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。							妥当 妥当でない <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
②整備目標・効果 □主要目標 <ul style="list-style-type: none"> ○土石流被害の防止 <ul style="list-style-type: none"> 保全対象 人家12戸、県道1,500m、林道300m 土砂整備率 (現況)61%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有(深沢地区避難路 県道深沢等々力線) (※評価基準値) 							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当 <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
□副次目標 <ul style="list-style-type: none"> ○なし 							②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当 <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
□副次効果 <ul style="list-style-type: none"> ○被災時の被害波及の防止(深沢地区避難路県道深沢等々力線) 							③経済妥当性 ・費用便益比 便益(414.548百万円)／費用(168.938百万円)= 2.45 > 1.0 <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
							④事業実施・規模の妥当性 ・発生源である山腹工の整備と渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工4基と山腹工の計画が必要であり、実施と規模は妥当 <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
							⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当 <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
							⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当 <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
							⑦事業計画の熟度 ・県有林であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当 <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
							総合評価 貢献度ランク:a		
(2)整備内容							【事業位置図等】		
①整備内容 谷止工4基、山腹工A=0.20ha ②着手年度 令和4年度 ③完成見込年度 令和8年度 ④総事業費 204百万円(国費 102百万円(1/2) 県費 102百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和4年度 山腹工A=0.20ha 40百万円 令和5年度 谷止工1基 45百万円 令和6年度 谷止工1基 40百万円 令和7年度 谷止工1基 40百万円 令和8年度 谷止工1基 39百万円							事業対象地 事業対象地 勝沼ぶどうの丘 3t 柏尾橋 W=7.0 21 深沢等々力線 Cb岩田戸橋 1=19.5 W=7.0 県道深沢等々力線		
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 ⑥既整備内容・期間・事業費 昭和34年～平成23年 谷止工14基 231百万円									



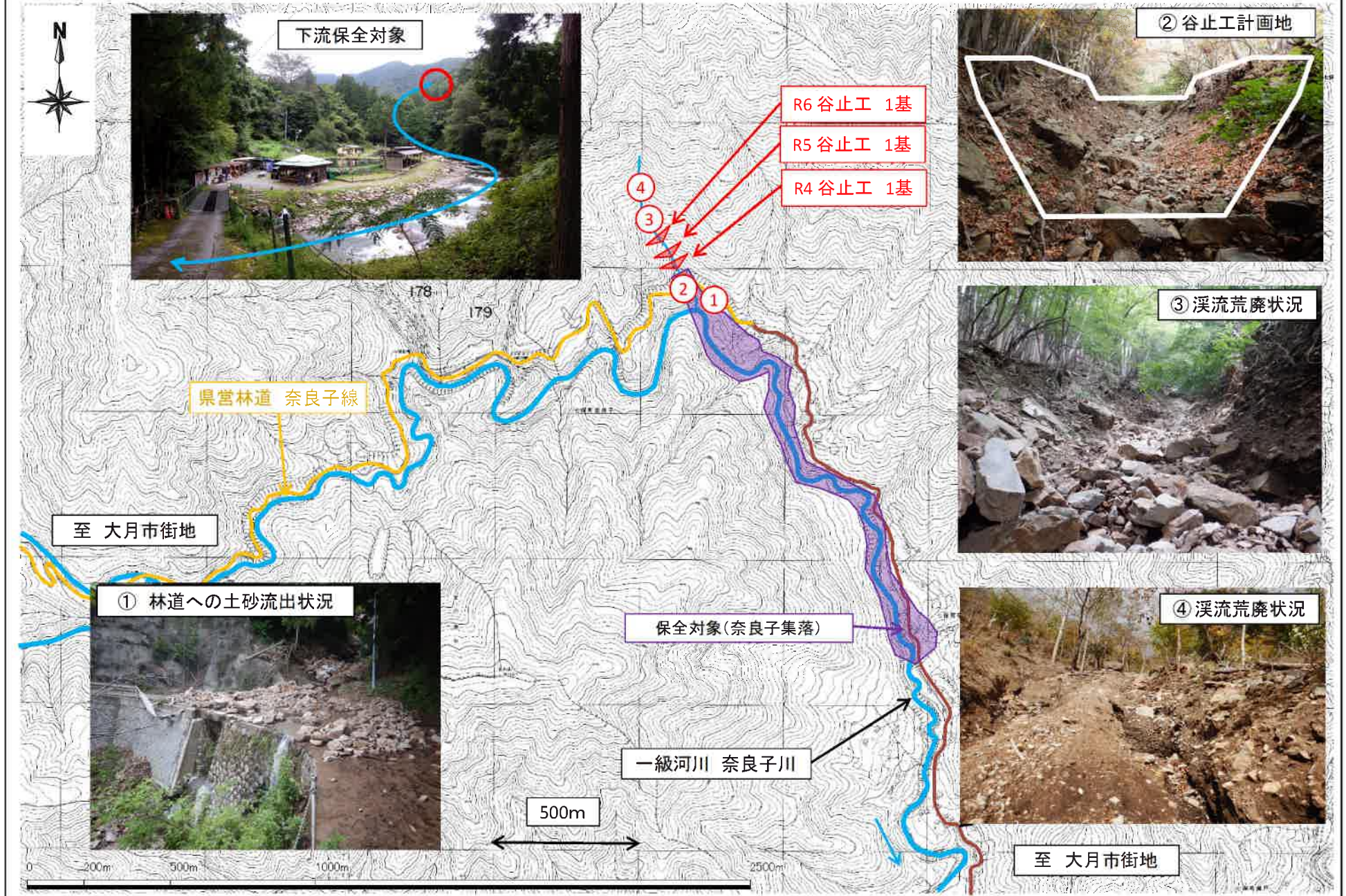


令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	大月市 七保町奈良子地内	地区名	奈良子川左支流(ならごがわさしりゅう)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、大月市七保町地内を流れる一級河川奈良子川の左支流に位置し、下流には奈良子集落や市道奈良子1号線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により溪流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家4戸、市道500m、林道50m 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○なし</p> <p>(※評価基準値)</p>				<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・費用便益比 便益(363.729百万円)／費用(92.170百万円)= 3.95 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 妥当 妥当でない ○</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型砕工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 妥当 妥当でない ○</p> <p>・地元大月市の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p> <p>総合評価 貢献度ランク:b</p>			
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和6年度</p> <p>④総事業費 110百万円(国費 55百万円(1/2) 県費 55百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容</p> <p>令和4年度 谷止工1基 30百万円 令和5年度 谷止工1基 40百万円 令和6年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>				<p>【事業位置図等】</p>			



令和3年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	大月市	七保町	下和田地内	地区名	堂の沢(どうのさわ)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、大月市七保町地内を流れる一級河川葛野川の左支流に位置し、下流には下和田集落や緊急輸送道路に指定されている県道小和田猿橋線など、防災上重要な保全対象がある。 近年の台風等の影響により渓流内に不安定土砂が堆積し、下流へ土砂が流出する恐れがあるため、治山事業により土砂の流出を防止し、保安林機能の回復を早急に図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家25戸、県道250m、市道50m 土砂整備率 (現況)7%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 有 (第2次緊急輸送道路 県道小和田猿橋線) (※評価基準値)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(第2次緊急輸送道路 県道小和田猿橋線)</p>		<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(578.092百万円)／費用(135.877百万円)= 4.25 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・渓流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工4基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また、景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元大月市の要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p> <p>総合評価 貢献度ランク: a</p>		<p>妥当</p> <p>妥当でない</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>					
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工4基</p> <p>②着手年度 令和4年度</p> <p>③完成見込年度 令和6年度</p> <p>④総事業費 160百万円(国費 80百万円(1/2) 県費 80百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和4年度 谷止工2基 80百万円 令和5年度 谷止工1基 40百万円 令和6年度 谷止工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したのではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 平成24年～平成25年 谷止工2基 45百万円</p>		<p>【事業位置図等】</p>							